

安全保障法制の丁寧な審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の限定的な行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う平和安全法制整備法案と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を今国会に提出し、現在、延長国会で大詰めの審議が行われている。

政府は、戦後70年間、平和憲法の下で国民は平和を享受してきたが、近年、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、平時から切れ目のない対応を可能にする法整備が必要であると繰り返し説明されている。

一方で、去る6月4日に開催された衆議院憲法審査会において、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈及びこれらの法案は憲法違反にあたるとの認識が示されているほか、国の安全保障にかかわる重要な事項として国内において活発な議論が巻き起こっている。

また、各種の世論調査によると、今回の安全保障法制に対し、いまだ国民の間には様々な意見があり、国民一人ひとりの重大な関心事である。

原則、外交・防衛に関することは、国会で議論するべきところではあるが、国民を二分する議論が続いている状況に鑑み、国においては、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことを第一に、国会審議を丁寧に進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月15日

東海市議会議長 早川直久